

# 年金制度の理念と構造 ～課題と将来像

## 第2回 世帯類型と年金

(株)日本総合研究所特任研究員  
高橋俊之

前回から原則隔週で始まったこの連載では、制度の理念や根底の考え方に立ち戻りつつ、年金の制度論、財政構造、実務、社会経済システムの中での位置づけを踏まえながら、年金制度の抱える課題と段階的改革の方向について、できるだけ易しい言葉で、わかりやすく説明し、皆さんと一緒に考えていきたいと思えます。

今回は、第2回として、世帯類型と年金について、考えてみたいと思えます。

### 1. 年金の保険料負担と給付額のイメージ

- ✓ 保険料と年金額の計算式の基本
- ✓ モデル年金の世帯の年金額
- ✓ 年金額の分布

### 2. 世帯の1人あたり賃金と年金額との関係

- ✓ 1人あたり賃金と同じ世帯であれば、片働きでも、共働きでも、単身世帯でも、1人分の年金額は同じ
- ✓ 「貢献に応じた給付」と「必要に応じた給付」を組み合わせた公的年金制度の特徴の現れ

### 3. 様々な世帯類型と所得水準に応じたモデル年金の水準

- ✓ モデル年金は所得代替率を測る尺度であり、尺度としての一貫性が必要
- ✓ 世帯の1人あたり賃金が高ければ、所得代替率が低くなる所得再分配構造
- ✓ 様々な世帯類型と所得水準に応じた年金額と所得代替率を計算してみると

# 1. 年金の保険料負担と給付額のイメージ

公的年金制度では、厚生年金の適用事業所に使用される 70 歳未満の方は、厚生年金の被保険者（国民年金第 2 号被保険者）となり、20 歳以上 60 歳未満で、その被扶養配偶者は、国民年金第 3 号被保険者となり、それ以外の方が、国民年金の被保険者（第 1 号被保険者）です。

まず、公的年金の保険料負担と給付額を、ごく簡単にイメージしてみようと思います。

## ①保険料と年金額の計算式の基本

図表 1 のとおり、保険料負担については、**厚生年金保険料は、その月の報酬に 18.3%の保険料率を乗じて労使折半**です。また、**国民年金保険料は、月額 16,590 円（令和 4 年度）**です。

一方、年金給付額の月額の計算方法は、**老齢基礎年金は、月額 64,816 円（令和 4 年度満額）に、保険料を納付した月数を乗じてから、480 月（40 年の月数）で割ります**。また、**老齢厚生年金は、平均標準報酬額（賞与を含んで全加入期間を平均した月額。過去の賃金は賃金スライドで現在価値に再評価。）に、給付乗率である 1 千分の 5.481 を乗じてから、これに被保険者期間の月数を乗じて、12 月で割ります**。細部は様々ありますが、これが基本です。

これにより、実際の年金額の平均は、老齢基礎年金が月 5.6 万円で、厚生年金の 1 人当たり平均額（基礎含む）は月 14.6 万円となっています。（令和 2 年度末）

図表 1 保険料負担と年金給付（国民年金・厚生年金）

	国民年金制度	厚生年金制度
保険料負担	国民年金保険料（国民年金第1号被保険者） 月額16,590円（R4.4～）	厚生年金保険料（国民年金第2号被保険者） その月の報酬×18.3% （労使折半）
年金給付	老齢基礎年金（65歳～） $\text{月額64,816円（令和4年度満額）} \times \frac{\text{保険料を納付した月数}}{480\text{月}}$ ※ 納付した月数には、国年1号、2号、3号期間を含む。 ※ 国年保険料全額免除期間は、1/2月又は1/3月として計算	老齢厚生年金（65歳～） $\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1,000} \times \frac{\text{被保険者期間（月数）}}{12}$ 賞与を含む。過去の賃金は現在価値に評価。（賃金スライド）
	平均額：月5.6万円 （令和2年度末）	平均額：月14.6万円 （基礎含む）（令和2年度末）

## ②モデル年金の世帯の年金額

公的年金の給付額の水準を示すに当たって、厚生労働省の年金局は、従来より、モデル年金の世帯の年金額を使っています。これは、**現役男子の平均的な標準報酬額で40年間厚生年金（国年2号被保険者）に加入し、配偶者の他方が国年1号又は3号被保険者であった夫婦2人世帯の年金額**です。

実際には、人々は、人生のライフステージの中で、1号、2号、3号被保険者の期間を組み合わせ持っているのですが、モデル年金の水準を示す時には、単純化して示しています。

図表2のとおり、モデル年金の世帯の場合の保険料負担は、現役男子の平均的な標準報酬額が、月43.9万円（2019年財政検証時）ですので、これに保険料率を乗じて労使折半すると、本人負担の保険料は、月額4.0万円です。これを40年納付するイメージです。

一方、モデル年金世帯の年金額は、月額22.0万円で、その内訳は、厚生年金報酬比例部分の9.0万円と、老齢基礎年金は6.5万円が夫婦2人分。これを、夫婦が活着している期間（65歳の者の平均余命は22年）、受給できることとなります。

ざっくりと**単純化してわかりやすくイメージすると、月額4万円を40年間納付すると、月額22万円を平均22年間の終身で受け取れる**、ということになります。

実際は、人によって賃金や働き方、ご存命の期間は様々ですし、過去の制度改正の影響、賃金・物価の変動や、マクロ経済スライド等もありますから、あくまでもイメージです。

図表2

## 支払う額と受取る額のイメージ

支払額	年金受取額
<div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">保険料(会社負担) 月額4.0万円</div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; background-color: #e0f0e0; margin-bottom: 5px;">保険料(本人負担) 月額<b>4.0万円</b></div> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold; color: red; text-align: center;">×</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold; color: red; text-align: center;">40年間</p> <p style="font-size: 0.8em; text-align: center;">※現役男子の平均的な標準報酬額 (月43.9万円)の場合</p>	<div style="background-color: #ffff00; padding: 10px; border: 1px solid black; margin-bottom: 10px;"> <p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold; color: red; text-align: center;">月額22.0万円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生年金報酬比例部分 9.0万円</li> <li>・老齢基礎年金 6.5万円×夫婦2人</li> </ul> </div> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold; color: red; text-align: center;">×</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold; color: red; text-align: center;">終身平均 約22年間</p> <p style="font-size: 0.8em; text-align: center;">65歳の者の平均余命 ・男性19.85年 ・女性24.73年 (令和3年簡易生命表)</p> <p style="font-size: 0.8em; text-align: center;">※夫婦の一方が左記の平均的な収入で40年間厚生年金に加入し、他方が国年1号又は3号被保険者であった世帯（モデル年金の世帯）の年金額 ※夫婦共働きで、世帯の合計賃金が上記の額である場合も同じ</p>

### ③年金額の分布

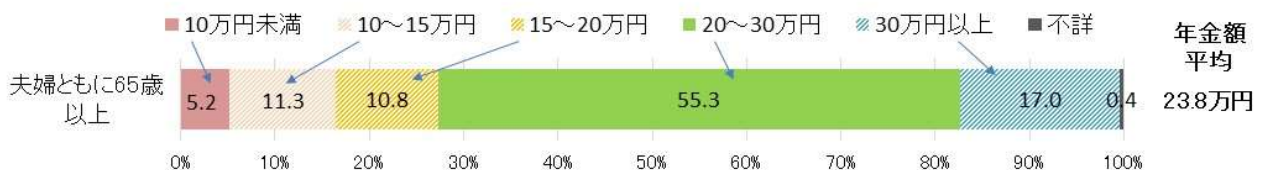
実際の公的年金額の分布を、図表3でみてみます。厚生労働省年金局の「老齢年金受給者実態調査」は、高齢者の公的年金の実態が分かるよう、遺族厚生年金も合わせた金額が調査されています。

**配偶者あり世帯の夫婦2人分で見ると、平均は23.8万円**です。月額20万円以上が約7割。ばらつきは大きく、月額30万円以上が17%いる一方、月額10万円未満が5%です。

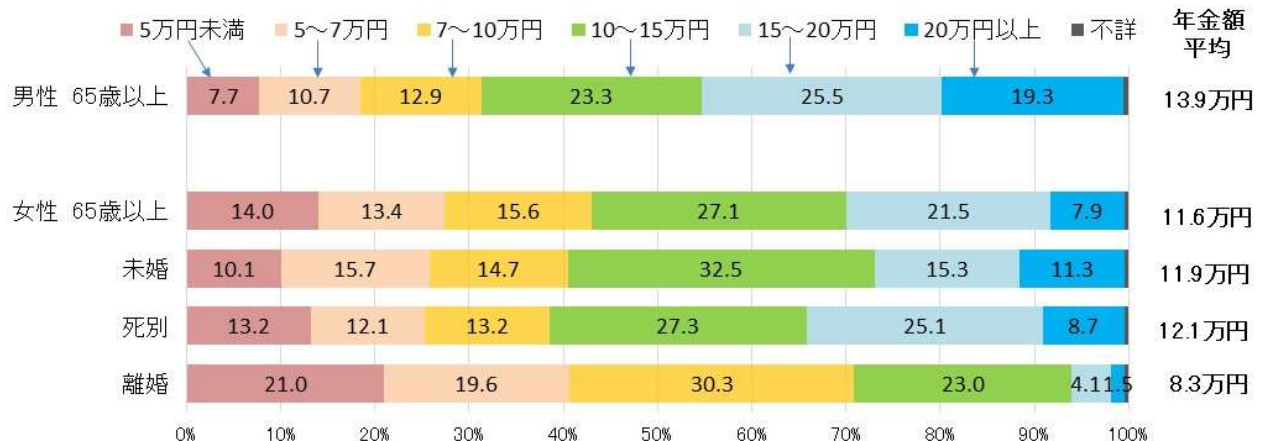
一方、**配偶者なし世帯で見ると、男性の平均は13.9万円、女性の平均は11.6万**です。月額10万円以上が、男性で約7割、女性で約6割です。配偶者なし世帯の女性について、未婚、死別、離婚に分けた平均をみると、未婚が11.9万円、死別が12.1万円、離婚が8.3万円です。未婚の方はフルタイム就労の厚生年金期間が比較的多く、死別の方は夫の遺族厚生年金が加わるため、年金額が比較的多くなりますが、**離婚の方の場合は、年金額は低くなっています**。

図表3 老齢年金受給者の公的年金額の分布状況(配偶者の状況別)

#### 配偶者あり世帯 本人及び配偶者の年金月額(2人分)の分布状況



#### 配偶者なし世帯 本人の年金月額の分布状況



(資料)平成29年老齢年金受給者実態調査(特別集計)

## 2. 世帯の1人あたり賃金と年金額との関係

### ① 1人あたり賃金と同じ世帯であれば、片働きでも、共働きでも、単身世帯でも、1人分の年金額は同じ

公的年金の給付額の水準を示す際に使われるモデル年金の世帯の年金額は、配偶者の一方が

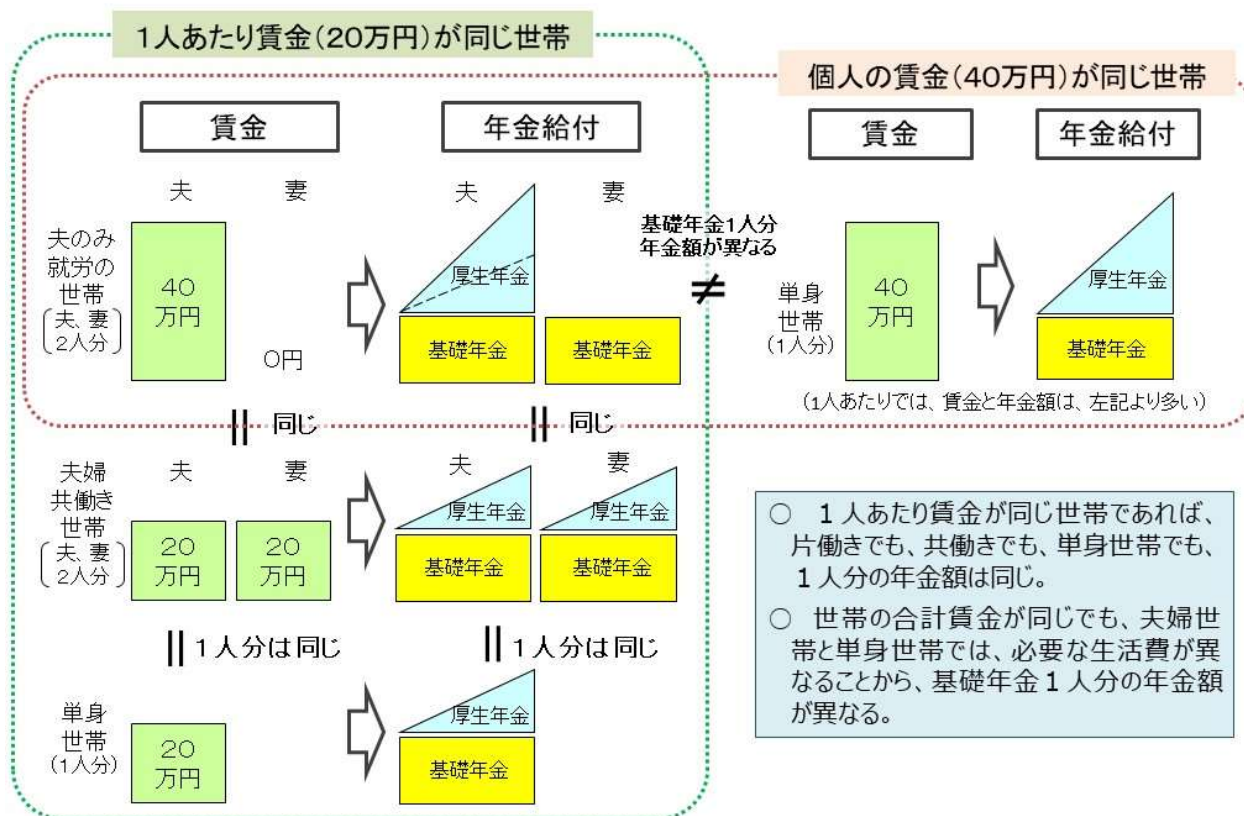
現役男子の平均的な標準報酬額で 40 年間厚生年金に加入し、配偶者の他方が国年 1 号又は 3 号被保険者であった世帯の年金額で計算しています。

このモデル年金については、夫婦共働きが一般化し、生涯単身の方も増えている中で、代表的な世帯の形でないことから、いつまでこれを使うのか、という意見があるほか、国民年金第 3 号被保険者の制度について、「保険料の負担がないのに、基礎年金の給付が受けられるのは、公平なのか」という意見もあります。

**第 3 号被保険者制度**は、第 2 号被保険者全体の保険料で賄われており、平成 16 年改正において、**第 2 号被保険者の負担した保険料は夫婦で共同負担したものと認識する規定（厚生年金保険法第 78 条の 13）**が明記され、第 3 号被保険者を対象として離婚時などに年金を分割できる制度も導入されましたので、「**保険料の負担がないのに・・・**」は、**全くの誤解**です。

そのことを踏まえた上で、まず、公的年金の給付と負担の構造を、世帯類型との関係で、図表 4 で比較して見てみます。

図表 4 公的年金の負担と給付の構造（世帯類型との関係）



まず、図の左上で、モデル年金と同様に、夫婦のうち 1 人が賃金 40 万円で働き、他方が第 3 号被保険者であった場合、2 人分の基礎年金と賃金 40 万円に応じた厚生年金が、世帯の年金給付です。1 人あたりでは、1 人分の基礎年金と賃金 20 万円に応じた厚生年金となります。

一方、「この賃金 40 万円を、夫婦 2 人で 20 万円ずつ稼いだ場合を見ますと、この場合も、2 人分の基礎年金と賃金 40 万円に応じた厚生年金が、世帯の年金給付です。1 人あたりでは、1 人分の基礎年金と賃金 20 万円に応じた厚生年金となり、片働きの場合と同じです。

すなわち、**世帯 1 人あたりの賃金 (20 万円) が同じならば、夫婦のうち 1 人が稼ぐ場合も、夫婦共稼ぎの場合でも、1 人あたりの年金額は同じです。**

また、近年は、結婚しない単身世帯も増えてきました。**単身で 20 万円稼ぐ人の年金は、1 人分の基礎年金と賃金 20 万円に応じた厚生年金であり、これもまた同じです。**

以上のように、**夫婦の片働き世帯、夫婦共働き世帯、単身世帯とも、「1 人あたりの賃金水準が同じであれば、どの世帯類型でも 1 人あたりの負担、給付は同じ」になる構造**となっています。この観点で見て、公平な制度となっています。

## ②「貢献に応じた給付」と「必要に応じた給付」を組み合わせた公的年金制度の特徴の現れ

なお、比較の仕方を変えて、図表 4 の「個人の賃金 (40 万円) が同じ世帯」の枠で囲った部分のように、賃金水準を固定 (個人で 40 万円) して同様の比較を行うと、単身世帯で 40 万円を稼ぐ人の場合の年金は、基礎年金 1 人分と賃金 40 万円に応じた厚生年金であり、片働きの夫婦世帯の 1 人が同じ 40 万円稼ぐ場合の方が、同じ保険料拠出に対して、基礎年金 1 人分多くなっています。(1 人あたりの比較では、単身世帯で 40 万円稼ぐ方が、賃金、保険料拠出が多い分、年金額も大きい。)

**この両者は、世帯の合計賃金は 40 万円と同じであり、保険料拠出は同じですが、単身世帯と夫婦世帯では、必要な生活費が異なりますから、基礎年金 1 人分の年金額が異なることは、その必要性を踏まえた給付設計であると言えます。**

公的年金制度は、前回ご説明しましたように、「貢献に応じた給付」の考え方と、「必要に応じた給付」の考え方を、適切に組み合わせた制度であり、**単身世帯と夫婦世帯では必要な生活資金が異なることを考慮している現行の制度設計には、合理性があると理解できます。**

## 3. 様々な世帯類型や賃金水準に応じた年金水準

### ①モデル年金は所得代替率を測る尺度であり、尺度としての一貫性が必要

モデル年金については、夫婦共働きが一般化し、単身世帯も増えた中で、代表的な世帯の形ではないことから、いつまでこれを使うのかという意見があることは、前に述べたとおりです。

しかし、**平成 16 年の年金改正で、マクロ経済スライド調整が導入されたときに、一定の給付水準を確保するため、「モデル年金の所得代替率」を給付水準の尺度として用いて、給付水準の下限を所得代替率 50%とすると定めた経緯**があります。

この場合の「モデル年金」とは、夫が平均賃金で40年間働いたサラリーマン、妻が40年間第1号又は第3号被保険者である場合における世帯の年金を指し、「所得代替率」とは、年金受給開始時点（65歳）における、現役世代の平均手取り収入額（ボーナス込み）に対するモデル年金額の比率のことを指すと法律で定められています。

財政検証において所得代替率が今後5年間に50%を下回る見込みとなった場合には、平成16（2004）年改正法附則の規定に基づき、給付水準調整の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずることとされています。また、その際には、給付と負担の在り方についての検討を行い、所要の措置を講ずることとされています。

これは法律で定められた尺度ですから、尺度の一貫性として、これを継続して用いることに、意義があると考えられます。

## ②世帯の1人あたり賃金が高ければ、所得代替率が低くなる所得再分配構造

モデル年金という名前を聞いて普通の人々が期待するのは、「このような場合には、このくらいの年金額になる」というイメージを示してほしい、ということだと思います。そこで、モデル年金の尺度としての意義は尊重しながら、それ以外の様々な世帯類型の場合には、どのような年金水準となるのか、図表5と6で見たいと思います。なお、これは、図表6の（注）に記載した計算方法により、2021年度の年金額と所得代替率を計算したものです。

**モデル年金の世帯として、男子平均賃金43.7万円の片働き世帯をみると、1人あたり賃金は21.9万円です。世帯の年金額は22.0万円であり、1人あたり年金額は11.0万円です。この場合の所得代替率は61.8%です。**

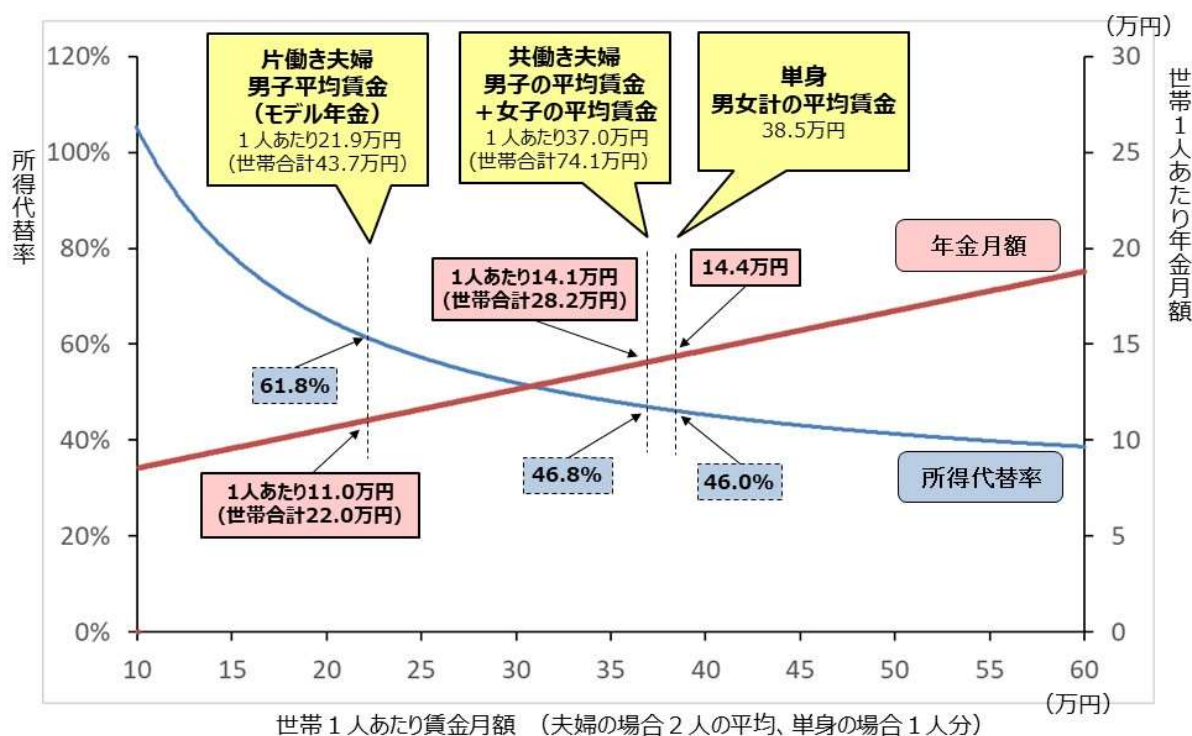
一方、夫婦共働きで、夫が男性の平均賃金43.7万円、妻が女性の平均賃金30.3万円で働いた場合は、世帯の賃金は74.1万円、1人あたり賃金は37.0万円です。世帯の年金額は28.2万円で、1人あたり年金額は14.1万円です。この場合の所得代替率は46.8%です。

同様に、男女を含めた平均賃金38.5万円の単身世帯では、年金額は14.4万円、所得代替率は46.0%です。

厚生年金の保険料が報酬比例である一方、給付は、定額の基礎年金と報酬比例の厚生年金の2階建て構造ですから、所得再分配機能が働き、賃金水準が高くなれば、年金額は増えますが、所得代替率は低くなります。

従って、所得代替率50%という指標は、モデル年金の世帯の場合の指標であり、仮に、指標とする世帯モデルを変えるならば、50%という目標数値も対応したものに換算して置き換える必要がでてきます。

図表5 世帯の1人あたり賃金別にみた年金月額、所得代替率（2021年度）



図表6 多様な世帯における年金額(2021年度)

世帯の人数と賃金の例		世帯の年金額
<b>片働き</b> 男子平均賃金 <b>43.7万円</b> (世帯1人あたり賃金 <b>21.9万円</b> )	※モデル年金の世帯	基礎年金 6.5万円×2人 厚生年金 9.0万円 合計 <b>22.0万円</b> (世帯1人あたり <b>11.0万円</b> )
<b>共働き</b> 夫が男子平均 43.7万円、妻が女子平均 30.3万円 合計 <b>74.1万円</b> (世帯1人あたり賃金 <b>37.0万円</b> )		基礎年金 6.5万円×2人 厚生年金 夫9.0万円、妻6.2万円 合計 <b>28.2万円</b> (世帯1人あたり <b>14.1万円</b> )
<b>単身</b> 平均賃金 <b>38.5万円</b>		基礎年金 6.5万円 厚生年金 7.9万円 合計 <b>14.4万円</b>

(注) 年金額と所得代替率の計算方法 (2021年度)

- 平均賃金の額： 令和2（2020）年度の厚生年金被保険者の1人あたり標準報酬額（賞与を含む総報酬ベース。月額換算）。令和2年度 公的年金財政状況報告（令和4年3月28日 社会保障審議会年金数理部会）の図表2-1-10による。
- 基礎年金の額： 令和3年度の老齢基礎年金額（月額） 65,075円
- 厚生年金の額： 標準報酬額×0.936×5.481/1000×40年  
(0.936は 令和3年度における令和2年度の再評価率)
- 所得代替率： 世帯の年金額 ÷ 世帯の手取り賃金  
※賃金は、税・社会保険料控除前。手取り賃金は、賃金に可処分所得割合0.814を乗じた額。  
※1円単位の賃金額と年金額を用いて所得代替率を計算した上で、千円単位で表記している。



### ③様々な世帯類型と所得水準に応じた年金額と所得代替率を計算してみると

それでは、さらに進んで、共働き、片働き、単身について、平均賃金、その1.5倍、0.5倍といった、様々な世帯類型と所得水準に応じた年金額と所得代替率を、同様な方法で計算してみると、図表7のとおりです。

「1人当たりの賃金水準が同じであれば、どの世帯類型でも1人分の年金額は同じ」という構造であることは、2①で説明したとおりです。図表7では、世帯類型にかかわらず、着色した行は、同じ水準になっています。

所得代替率は、図表8の「多様な世帯における年金額と所得代替率の計算式」のとおり、片働き、共働き、単身のいずれの場合でも、分母と分子を世帯人数で割ることにより、「世帯の1人あたり年金額を、世帯の1人あたり手取り賃金で割ったもの」で示すことができます。

なお、年金の2階建て構造に伴い、賃金水準によって所得代替率は変わりますので、モデル年金に対する所得代替率50%確保の基準を、他の1人あたり賃金水準にあてはめて換算した場合の数値も、それぞれ計算して、図表7に付記しました。

モデル年金は、所得代替率50%との関係を測る尺度として今後とも一貫性が大切ですが、これとは別に、様々な世帯類型や所得水準に応じてどうなるかを示していくことが、年金制度についての理解を深めるうえで、有益だと考えます。

図表7 多様な世帯における年金額と所得代替率（2021年度・40年厚年加入）

		賃金月額（万円）		年金月額（万円）		所得代替率	50%基準の換算値
		世帯合計	1人あたり	世帯合計	1人あたり		
夫婦世帯 共働き	男女とも平均の1.5倍の賃金	111.1	55.5	35.8	17.9	39.6%	32.1%
	男子平均+女子平均の賃金	74.1	37.0	28.2	14.1	46.8%	37.9%
基礎年金2人 報酬比例2人	モデル年金と同じ世帯賃金	43.7	<b>21.9</b>	22.0	11.0	61.8%	50.0%
	男女とも平均の2分の1の賃金	37.0	18.5	20.6	10.3	68.4%	55.3%
夫婦世帯 片働き	男子平均の1.5倍の賃金	65.6	32.8	26.5	13.2	49.6%	40.1%
	男子平均賃金（モデル年金）	43.7	<b>21.9</b>	22.0	11.0	61.8%	50.0%
基礎年金2人 報酬比例1人	男子平均の2分の1の賃金	21.9	10.9	17.5	8.8	98.4%	79.6%
単身世帯	平均賃金の1.5倍の賃金	57.8		18.4		39.0%	31.6%
	男子平均賃金	43.7		15.5		43.5%	35.2%
	平均賃金	38.5		14.4		46.0%	37.2%
基礎年金1人 報酬比例1人	女子平均賃金	30.3		12.7		51.6%	41.7%
	モデル年金と同じ1人あたり賃金	<b>21.9</b>		11.0		61.8%	50.0%
	平均賃金の2分の1の賃金	19.3		10.5		66.7%	54.0%

※「50%基準の換算値」は、平成16年改正法附則で、モデル年金の所得代替率について、50%を上回ることとなるような給付水準を将来にわたり確保するものとされていることから、1人あたり賃金水準が異なる多様な世帯にあてはめた場合の換算値(61.8%に対する50%の比率で換算)

図表8 多様な世帯における年金額と所得代替率の計算式

**(1) モデル年金の年金額と所得代替率**

世帯の年金額 = 夫婦2人分の老齢基礎年金 + 男子平均賃金の老齢厚生年金

$$\text{所得代替率} = \frac{\text{世帯の年金額}}{\text{男子平均賃金} \times 0.814}$$

※40年加入で計算。

※賃金は、税・社会保険料控除前。

※所得代替率の分母は「手取り賃金」であり、賃金に可処分所得割合0.814を乗じて計算。

**(2) 多様な世帯の年金額と所得代替率（共働き、片働き、単身世帯に共通）**

世帯の年金額 = 世帯人数分の老齢基礎年金 + 世帯合計賃金の老齢厚生年金

世帯1人あたりの年金額 = 1人分の老齢基礎年金 + 世帯1人あたり賃金の老齢厚生年金

$$\text{所得代替率} = \frac{\text{世帯の年金額}}{\text{世帯合計賃金} \times 0.814} = \frac{\text{世帯1人あたりの年金額}}{\text{世帯1人あたり賃金} \times 0.814}$$

※本稿は、「週刊 年金実務」（社会保険実務研究所）の2023（令和5）年1月30日発行号に掲載されたものです。

※本稿における意見に係る部分は、筆者の見解を示したものであり、筆者が過去及び現在において属する組織の見解を代表するものではありません。

【筆者プロフィール】高橋俊之（たかはし としゆき）

1962年東京都生まれ。1987年東京大学法学部卒。厚生省入省。2004年から2008年まで社会保険庁総務課企画官・企画室長。2015年から内閣府大臣官房審議官（経済財政運営・経済社会システム担当）。2017年から厚生労働省にて年金管理審議官、2019年から年金局長。2019年の財政検証、2020年の年金制度改革法案等を担当。2022年6月退官。10月より三井住友銀行顧問、株式会社日本総合研究所特任研究員。